

市第71号議案

横浜市スポーツ医科学センター条例の一部改正

横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ医科学センター条例（平成9年10月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号ただし書中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市スポーツ医科学センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市スポーツ医科学センターの診療所の利用料金について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市スポーツ医科学センター条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（利用料金）

第 14 条 （第 1 項省略）

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、診療所において診療を受ける場合の利用料金は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般診療（次号から第 5 号までに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。）を受けるときは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下「算定方法」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（第 2 号から第 6 号まで及び第 3 項省略）